

東かがわ市規則第21号

東かがわ市海岸保全施設操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市海岸保全施設操作規則の一部を改正する規則

東かがわ市海岸保全施設操作規則（令和5年東かがわ市規則第23—2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この規則において使用する用語は、海岸法、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）、<u>海岸法施行規則及び内閣府（防災担当）策定の避難情報に関するガイドライン</u>で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この規則において使用する用語は、海岸法、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）<u>及び海岸法施行規則</u>で使用する用語の例による。</p>
<p>(操作の基準)</p>	<p>(操作の基準)</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 操作者は、次に掲げる場合に操作施設の閉鎖操作を行う。</p>
<p>(1) 操作施設の所在地に<u>レベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、レベル4高潮危険警報又はレベル5高潮特別警報</u>が発表されたとき。</p>	<p>(1) 操作施設の所在地に<u>台風等による高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報</u>が発表されたとき。</p>
<p>(2) <u>操作施設の所在地に香川県気象解説情報等で台風等の影響により、高い潮位に関する注意を呼びかけているとき。</u></p>	
<p>(3) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>(4) <u>前3号のほか、海水の浸入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。</u></p>	<p>(3) <u>前2号のほか、海水の浸入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。</u></p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>(操作者の安全の確保)</p>	<p>(操作者の安全の確保)</p>
<p>第7条 操作者は、<u>香川県気象解説情報等で台風等の影響により、高い潮位に関する注意を呼びかけているとき、若しくはレベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、レベル4高潮危険警報若しくはレベル5高潮特別警報が発表された場合又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合は、</u>気象庁が発表する操作施設の所在地における高潮又は津波到達の予想時刻等に基づき、訓練実施報告書の合計必要時間を参考に、操作及び安全な場所への退避が可能と判断する場合に限り、出動するものとする。</p>	<p>第7条 操作者は、<u>台風等による高潮注意報、高潮警報若しくは高潮特別警報又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合は、</u>気象庁が発表する操作施設の所在地における高潮又は津波到達の予想時刻等に基づき、訓練実施報告書の合計必要時間を参考に、操作及び安全な場所への退避が可能と判断する場合に限り、出動するものとする。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月29日から施行する。